１．⑵㉑イ乃至ホの表中及び１．⑶⑫ロ㈡イ）乃至ホ）の表中、「城山」を「相模原」に、「相模原」を「相模原愛川」に改める。

１．⑵のうち、⑨を⑩、⑩を⑪、⑪を⑫、⑫を⑬、⑬を⑭、⑭を⑮、⑮を⑯、⑯を⑰、⑰を⑱、⑱を⑲、⑲を⑳、⑳を㉑、㉑を㉒とし、⑧の次に次のとおり加える。

⑨仙台南部道路における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ　軽自動車等

		山　田	仙　台　南
	長　町	200	250
仙台若林ジャンクション・今泉	100	250	350

ロ　普通車

		山　田	仙　台　南
	長　町	250	350
仙台若林ジャンクション・今泉	100	350	450

ハ　中型車

		山　田	仙　台　南
	長　町	250	350
仙台若林ジャンクション・今泉	150	400	500

ニ　大型車

		山　田	仙　台　南
	長　町	350	500
仙台若林ジャンクション・今泉	200	550	700

ホ　特大車

		山　田	仙　台　南
	長　町	600	900
仙台若林ジャンクション・今泉	300	900	1,200

㈱　上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

１．⑶①ロ㈠ロ）を次のとおり改める。

ロ）⑴の項中20から40までに定める路線（以下「一般有料道路」という。）

料金の額100円毎に１ポイントを付与するものとする。

ただし、平成18年４月１日から平成23年３月31日までの間については料金の額50円毎に１ポイントを付与するものとする。

なお、27に定める路線については、平成25年７月１日からポイントを付与するものとする。

１．⑶①ロ㈠のうち、ハ）及びニ）を削る。

１．⑶④ハに「仙台南部道路については、平成25年７月１日から平成26年３月31日まで本割引を適用する。」を加える。

１．⑶⑤ハに「ただし、仙台南部道路については、平成25年７月１日から平成26年３月31日まで本割引を適用する。」を加える。

１．⑶のうち、⑥ハ、⑨ハ、⑪ニ、⑭ハ及び⑮ハに「ただし、仙台南部道路については、平成25年７月１日から平成26年３月31日までとする。」を加える。

１．⑶のうち、⑧ニ及び⑩ニに「仙台南部道路については、平成25年７月１日から本割引を適用する。」を加える。

１．⑶⑪ロ㈠のうち、「別表６のうちＡ及びＢに掲げる各高速道路の上記算出後の額」を「別表６のうちＡ（仙台南部道路を除く。）及びＢに掲げる各高速道路の上記算出後の額」に改める。

１．⑶⑪ハのうち、「なお、仙台南部道路が介在する経路の料金を算出するに当たっては、ロ㈠から㈢に定める本割引の適用により算出した額に当該道路の通行料金を加算して行うものとする。」を削る。

１．⑶⑫のうち、ロ㈡中、「㉑」を「㉒」に改め、ハ中、「なお、仙台南部道路が介在する経路の料金を算出するに当たっては、ロ㈠及び㈡に定める本割引の適用により算出した額に当該道路の通行料金を加算して行うものとする。」を削る。

１．⑶⑬ハのうち、「なお、仙台南部道路が介在する経路の料金を算出するに当たっては、ロに定める本割引の適用により算出した額に当該道路の通行料金を加算して行うものとする。」を削る。

１．⑶⑭ロ及び⑮ロのうち、「仙台東部道路の通行料金、仙台北部道路の通行料金、」を「仙台東部道路の通行料金、仙台南部道路の通行料金、仙台北部道路の通行料金、」に、「仙台東部道路、仙台北部道路、」を「仙台東部道路、仙台南部道路、仙台北部道路、」に改める。

１．⑷のうち、「㉑」を「㉒」に改める。

２．のうち、「平成62年８月29日」を「平成62年８月27日」に改める。

別表３のうち、

「館山自動車道（千葉南ジャンクション・富津竹岡間）

		木更津南	君　津
	木更津西ジャンクション	9.7	9.4
木更津北	3.3	10.0	9.7

」を